

平成23年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成23年 6月 22日（水）9時30分 宣告

1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	11番 遠藤義光
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	12番 池田信博
3番 平田文夫	8番 石田茂春	14番 福田 晃
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	15番 安部和子
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	16番 松森 豊

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田和久	定住対策課長 岡田清明
副町長 門脇 裕	農林水産課長 池田高世偉
教育長 山本和博	下水道課長 中前千之
総務課長 齋藤福昌	建設課長 井川善寿
会計管理者 嶽野正弘	水道課長 山崎龍一
企画財政課長 大庭孝久	総務学校教育課長 岩水 守
税務課長 脇田千代志	生涯学習課長 大上博人
町民課長 佐々木秋幸	布施支所長 山川由夫
福祉課長 村上静夫	五箇支所長 村上和弘
保健課長 井川芳樹	都万支所長 高梨康二
環境課長 浅生 久	総務課長補佐 渡部 誠
観光課長 吉田 誠	企画財政課長補佐 鳥井 登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸

事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 10名

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方式と、一括方式との選択性としています。また、質問時間は答弁を除き30分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または、疑問を質すものでありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、始めの質問に対する答弁の不明瞭な点に対する質問でありますので、質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

議長（池田信博）

始めに、3番：平田文夫 議員

3番（平田文夫）

質問に先立ちまして、3月11日14時46分頃に発生いたしました東北地方太平洋沖地震による東日本大震災に対して、このような時にこそ共助の理念を実践し、被災者の皆様に今私

達に何が出来るかを一人ひとりが考え、迅速な対応が必要不可欠であります。

本町も、速やかに防災対策本部を召集し、関係機関と連携を取りながら災害支援において被災地から遠く離れた隠岐でも可能で、かつ有効な支援の方法として募金や寄付金などの資金調達に、町長自らが先頭に立ち住民の皆さんに協力と支援を訴えました。そしてそこに、降って湧いたように5月17日の山陰中央新聞のトップページに「隠岐で心癒して」のキャッチフレーズで、被災地宮城県女川町の出島の小中学校全校生徒を招待し、心を癒し、喜びを与え、元気の回復を願うとの報道でありました。目的は明確であります。あとは取り組む姿勢が問われることを肝に銘じて対応してほしいと思います。

東日本大震災以降、列島を覆う自粛ムード、しかし、被災地における「酒の蔵元」が「酒を飲んで支援につなげてくれれば」とインターネットの動画サイトに投稿するなど、行き過ぎた自粛に対して被災者側から「待った」の声を上げております。過度な自粛はいろいろな面で、特に本町の経済・観光・雇用に「二次被害」を引き起こす恐れがあることを肝に銘じて、町長に町政に取り組んでほしい思っております。

そこで、今回の一般質問は、本町の広報「隠岐の島」5月号の「町政運営基本方針概要」「生きがいと誇りをもてるまちづくり」についてお伺いをします。

第1点は、観光振興対策についてであります。

「八尾川遊覧船等の体験型観光の充実」、「観光ガイドの組織化による新たなもてなし」、「地質、地層など貴重な財産であるジオパーク資源を活用」、「島根県ではふるさと『島根』推進協議会を結成し、大々的に観光キャンペーンを展開」、「松江、境港、隠岐観光振興協議会と広域連携で交流人口拡大」とあります。このことも後でしっかりとお伺いします。

町長、観光立国推進基本法が平成18年12月13日に成立いたしまして、平成19年1月に「観光立国推進基本法」が施行され、これは、昭和38年の基本法を大幅に改定したもので、観光立国の実現に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、住民の役割、観光事業者の努力などを定めるとともに、「地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会」を形成していくことが観光にとって大切な側面であることが強調されております。

その中の、第3条国の責務では、「国は施策の基本理念として観光立国の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」

第4条の地方公共団体の責務では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、観光立国の実現に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、自主的かつ主体的にその地方公共団体の地域の

特性を生かした施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とあります。

次に第5条の住民の役割では、「住民は、観光立国の意義に対する理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるもの。」とあります。

第6条が大切なことでもあります。「観光に関する事業を営む者は、その事業活動を行うに際しては、住民の福祉と配慮とともに、観光立国の実現に主体的に取り組むよう努める。」とあります。

そこで町長、私は先ほど申しました「おもてなしの気持の醸成」についてお伺いします。

隠岐の島町への来訪意欲を高めるために、観光資源の認知度強化と共に重要なのは、来訪者の満足度を高めることと、把握した様々なニーズから的確にサービスを提供することが重要であります。そのためには、隠岐の島の各地域が一丸となって観光サービスの提供者や住民のおもてなし、その気持ちを向上させ、観光振興の体制づくりをしていくことが必要であると思うのであります。

第2点は、町長が唱える「推進する協働と連携の体制づくり」、これは地域及び広域についてでございます。観光の推進にあたっては、住民、観光関連業者、観光関連団体、観光協会、行政などの協働が大切であり、これらが主体性を堅持しつつそれぞれの役割を担い、責任を持ち共に力を合わせ、共に汗をかき、このことが重要であります。汗をかくという事が求められております。相互に有機的に連携しながら観光まちづくりを進めていく必要があります。

隠岐の島では、各観光資源のイベントや情報発信がおのおのの管理でおこなわれ、観光資源同士の連携が弱いのが隠岐の現状であります。今後は、隠岐の島内外に関わらず、点を線でつなぎ、各観光資源で連携を取ったイベントの企画・宣伝・運営や情報発信をおこなうことが重要であると思っておりますが、町長の所信をお伺いいたします。。

番外（町長 松田和久）

「皆さんおはようございます。」本日の一般質問は7名の議員の方々からいただいております。

平田議員のご質問に、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の観光振興対策についてであります。平成19年1月に「観光立国推進基本法」が施行されましたことは承知いたしております。また、議員仰せのとおり来訪者へ「おもてなしの気持ち」を持って接し、観光客の誘致を行わなくてはならない事も認識しているところでございます。

満足度のある観光地づくりを推進をいたしてまいりますために、隠岐観光協会内にガイド

センターの設立をし、情報提供の充実、あるいは玄関口でございます西郷港での空間づくりなど、おもてなしの心を持って取り組みを行わせていただいているところでございます。しかしながら、すべての来訪者の皆様方に満足度を高めるまでには至っていないのも現状であるかと思っております。

今後も研修会等を開催いたしながら、更に「おもてなしの気持ち」を醸成し、満足度を高めるサービスの提供へつなげてまいらなくてはならないと、このように考えております。

私は、隠岐の島の観光を考えます時に、島前・島後が連携をしなければこれは成り立っていかない。「白島」と「ロウソク島」だけで観光といっても如何なものかと思っております。各地域が島前も含めて一丸となりまして、観光振興の体制づくりを行う事が必要であると常々そのように考えて、またそういった体制のなかでいろいろな商品形成も進めさせていただいているところであります。

昨年、再組織をいたしました隠岐観光協会を中心に、イベント企画や宣伝など情報発信を行い更なる交流人口の拡大に向け、各地域と一体となって観光振興へ取り組んでまいり、そのように考えておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

3番（平田文夫）

このことは、あまり再質問はしないと・・・ということは何故かということ、汗をかくというのを皆が忘れてはならないのです。

今回、観光協会の組織が少し変わっているようなふうにも見えますけれども、やはり真剣に。人とひととのつながりが観光には、大切な事業でありますので、その点もしっかり町長も肝に銘じてやってほしいと思います。

次に、離島交通と交通網の整備についてであります。

町長は、隠岐航路については高速道路料金・JR 運賃等に比べ割高感が否めない、航路の料金体系の改革、及び国道並みの支援対策等について、全国離島振興協議会や離島自治体など関係機関と協力しながら国に積極的に働きかけると述べております。広報5月号が住民の皆さんに配布された頃には、隠岐汽船は社内で料金値上げの決定をしております。また議会もその報告を受けております。

町長の思いと、運航事業所の乖離があるように思いますので、町長の所信をお伺いいたします。

次に、離島航路寄港地問題、町長は離島航路整備法を知っていると思います。この法律は第1条が「離島航路事業に関する国の特別の助成措置を定めるとともに離島航路の維持及び

改善を図り、もって民生の安定及び向上に資すること。」を目的としております。

第2条は、「離島航路とは、本土と離島とを連絡する航路、離島の島々を連絡する航路、その他船舶以外には交通機関がない地点間または船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路。」と述べております。この法律において「離島航路事業」とは、離島航路における旅客定期航路事業での海上運送法適用を受けたものが事業者というのであります。

昨今、隠岐航路の寄港地は、島前1港・島後1港論が浮上しております。まさに、離島航路整備法に抵触し、町長が昨年10月25日の全国町村会の町村長随想で「国境の島に住む“隠岐人”と共に」と題して「自主自立を目指し“隠岐人”の一人として一緒になって頑張っていきたいと考える毎日である。」と述べております。その思いからも逸脱し、島根県も交えて作成した「隠岐海上交通総合連携計画」の寄港地フロートの整合性とも適合しておりません。このような、隠岐4カ町村の島民を軽視したような論に対して町長の所信をお伺いいたします。

番外（町長 松田和久）

平田議員の分割質問2問目、離島交通と交通網の整備についてでございますが、議員仰せのとおり、私は隠岐航路など離島航路の料金につきましては、JR料金といえますか鉄道料金並みの料金にすべきだと、これまでも町内でもそうですし、町外、特に全国離島振興協議会の役員会等の場でも今主張しているところでございます。そして、全国離島振興協議会など関係機関とともに機会あるごとに国に対し、政府に対し、離島航路料金といたしましてJR料金との差額の助成をお願いしているところで今でございます。

先般、公明党の先生がこちらにこられました。大半はこのことで主張させていただいたところでございます。私の基本方針と運航事業者との考え方がそぐわないのではとのご指摘かと思いますが、今回の値上げは、燃油の高騰等、A重油、C重油、それぞれリッター20円も上がっております。そういった運航経費の増加によるものでございまして、これは経営上やむを得ないのかもしれませんが。従いまして、必ずしも私どもが申し上げている基本方針と運航事業者の、その場その場の考え方は全て合致することが無いかも知れません。

運航事業者は、事業者の責任として利用者サービスの向上などに努めるべきだと考えておりますので、その事につきましては、今後も当局にお願いをしまいたまいますので、ご理解をお願いいたします。

次に、離島航路寄港地についてでございますが、島前1港、島後1港論が浮上しているこ

とについては、一部にそのようなご意見をお持ちの方がいらっしゃいますことは、私も承知はしておりますが、しかし直接そのことを私の方に話をしてきたことはございませんし、公の場でこの問題について議論となった事も未だございません。

また、「隠岐海上交通総合連携計画」において島前3町村の海上交通に関するフロー図はございますが、島前1港、島後1港というような記述はないと認識しております。

次期高速船の寄港地問題につきましても、現行のものを基本とし今協議検討を行いつつありますので、ご理解を賜りたいと思います。

3番（平田文夫）

再質問を行います。

まず、経営的には隠岐汽船の判断が正しいんだと町長はおっしゃいますが、行政は住民の意見を無視して事業所の意見を採用するんですか。

県議会の2月定例議会で「中山間地域離島調査特別委員会」の委員長報告のなかで、委員長は「隠岐汽船株式会社は、本県を始め関係行政団体の支援を受けて経営再生に取り組み、順調に再生計画が達成されつつあります。」と述べております。そして「隠岐地域の振興を考える上では、島民の負担軽減及び観光客等の交流人口の拡大を目的に運賃を値下げするという運賃政策を検討する必要がある。」とこのように述べております。

そして、今、まさに原油でサーチャージを導入するということは、産油国の原油は下がっており、日本に入ってきて高くなってきている。それは何故かということ、「投機対象」となっているわけです。これは国の政策そこに過ちがあるわけです。そういうことも踏まえて、国と長崎県と関係市町村が低廉化のプロジェクトを組んでいるわけです。

そういうこともしっかり国に訴えて、本町が生き延びる、住民を守る政策、を遂行してほしい。私はそのように思うわけです。

次の寄港地問題は、町長が本議会の冒頭で先送りしてやるということはいっておりますが、やはり4ヵ町村の島民の思いを軽視しないように、そういうふうな考え方をお持ちかどうか、その点をお伺いします。

番外（町長 松田和久）

只今の再質問にお答えをいたしたいと思います。

隠岐汽船という、この航路経営者の考え方が正しいと、そのように町長は思っているのかということですが、これは、私が本当はこれだけJR料金、鉄道料金との格差が2倍以上なのです。ですから、それを良いと思うことは出来ませんが、しかしながら今、経営

者としてそうせざる得ない。今、20円も上がって、他の航路はもう既に全部上がっているそうです。今春から。

しかし、隠岐汽船は「今、まだ再生計画が終わったばかりという状況の中で、直ぐに上げることが出来ないということで我慢してきた。」と、しかしリットル20円も上がるとどうしようもないということから、この部分についてはまた下がれば、直ぐ下げたいという中で今検討されているということについて、私達もそれをどうしても駄目だというわけにもいかないという事から苦慮しているところでありまして、決して経営者の考えが正しいどうぞやってくださいというようなことを考えているつもりはございませんので、ひとつご了承をお願いしたいと思います。

県議会では、「逆に、この際、値上げも含めて検討すべきでないか。」という指摘もあったということですが、まさにそのとおりでございますが、一方で単価が上がってきている。これは先ほどいいましたように、中東から安く来ているが投機の関係かこうなって、これは政策上の問題で悪いということですが、何れにしても私達は、今現在リットル20円上がっているというなかで、どう対応すべきかという議論をする方法しかないわけでありまして、そういうなかで隠岐汽船は今、値上げを検討せざるを得ないということ、実は6月から上げるということですが、今いろいろ検討するなかでそれが7月になり、あるいは7月がさらに延びることも含めて、今検討がなされているということですが、決して住民の皆様方のご意見を無視するという事では無いようでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

次に寄港地問題でございますが、「島民の意見を軽視するような方法で検討するか。」ということですが、決して検討いたしません。関係の町民の方々は反対する意見もありますが、逆にまた何故その島前で、こんなに近いところで低速で走らなければならん、ガソリンもかかる、エンジンの付加も大きい、そういうところで何故、1港がいけないのか。もう既に知夫は着いておりません。そういう事も含めて、今から先検討する。何のために、県があそこまで入れて島前の内港船を整備したかという意見も一方ではあります。ですから、全てが反対の中を、私達がやるとかやらないとか言っているというわけでもありません。その辺りは十分に検討してまいらなければならない課題であるというように受け止めておりますことを、是非ご理解をいただきたいと思っております。

3番(平田文夫)

さっきも述べたように、所管は国交省ですよ。長崎県でやっていることは、交流を広げる

魅力的な町づくり、もてなし溢れる観光交流促進プロジェクトなるもの。その予算が今年度は運賃低廉化事業に対して 34 億組んでいるわけです。

なぜ、島根県が、この隠岐がその対象にならないのか、そういうふうな交渉をしっかりとやっているのか。まず事業者が運営出来ないんだと、これは民間会社ですからあらゆる努力をして出来ない場合は、さすがに皆さんも納得するかもわかりませんが、隠岐の島町は隠岐汽船の株を持っております。4 カ町村持ってしております。株主総会でも然るべき発言をするべきではないか。職員は 30 パーセント下げたんだ、これ以上限界なんだ、じゃ経営者はどうなんですか。そこらの議論がなされているのですか。そういうふうなことが、しっかりとされるのが皆の支援を得るんだと私は考えます。そこらのところを、町長自体はどう考えているのか。

先ほど私が言ったように、国の経済政策に失敗があるわけですから、そういうようなことを踏まえて国土交通省に対して行政が出来ることをしっかりとやっていく。そういう交渉をしていくことが、今、まさに求められていると思いますが、町長の考えをお伺いします。

番外（ 町長 松田和久 ）

平田議員の再々質問にお答をいたします。

今、長崎県の離島航路のお話でしたが、長崎県はいろいろ県とも話しをしてみますと、あそこは長崎県のなかの離島というのが非常に数が多くて、全面積に対する離島のシェアというのが凄く大きいです。そういう中で、離島政策そのものが全国に先駆けて非常に進んでいる地域、これは離島医療の問題も「長崎方式」と言われるほど充実されております。これは、長崎県が非常に離島政策を大事にしております。しかも韓国、中国と近い距離にあるということで、そういった危機感も含めて違うものがあるというように伺っております。

残念ながら、島根県は財政状況も非常に悪いということから、何とかしなくてはということとをいわれながら、非常に脆弱というかそういわざるを得ないような状況で今まで来たというのが実態ではないかと思っております。

全国離島は総じて非常に厳しいものがありますので、今離島振興協議会では先ほどいいました、今後こうなれば離島航路をどうやって確保するかということも、もちろん大事なことです。更にその離島の運賃は国がいう交通基本法でいいます、その理念が全国どこの地域に住んでいても同じ条件で移動できる環境を整備する法律だということになるなら、我々はこうなれば油が上がって高くなるうがその差額はたえず国がみて、鉄道料金並みで運航

できる、移動できる環境を整備してもらうことが離島地域の活性化には欠かせないと、このように考えまして、今、全国離島がこの振興協議会でもって国に当局に要望の中に新たな 1 ページを付け加えて、今議論を進めているということをして是非ご理解いただきたいと思います。

隠岐汽船の経営改革の問題は、仰せのとおり私ども 4 ヲ町村は大きな株主でございます。今後も経営改革については、引き続き我々も言うべきことは申し上げながら、あるべき方向を出してもらうように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（池田信博）

以上で、平田文夫議員の一般質問を終わります。

次に、14番：福田晃 議員

14番（福田晃）

始めに、この3月東北地方を襲った地震で被災された方々にお見舞いを申し上げ、併せて1日も早い復旧、復興を心より祈念申し上げ、一般質問に入ります。

私の一般質問は、隠岐の島町地域防災計画についてでございます。3月11日に発生した東日本大震災で三陸海岸などを襲い、壊滅的な被害と多くの犠牲者を出した大津波は、想定外であったとしても今更ながら津波の恐ろしさを思い知らされました。

この大津波の教訓を活かすため、松江市美保関町は、9月、日本海での大地震を想定した初の大規模な避難訓練を実施する。また、6月末を目途に全26自治会ごとに避難場所や経路を決める。また、最近の山陰中央新聞では海士町も大規模な避難訓練をするとの報道がありました。我が隠岐の島町においては、平成18年9月に、旧4ヶ町村ごとにあった地域防災計画を見直し、「防災とは災害が発生しやすい自然条件下にあって地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。」を目的に、隠岐の島町地域防災計画を作成し、また、「各家庭には隠岐の島町防災マニュアルが配布がされているので、災害対策は大丈夫だ。」ではないと思っております。

そこで、町長に2点ほど伺います。

まず1点目は、災害が起きた時、迅速に避難し身の安全を確保する、特に災害発生時の緊急に避難することが必要な一時避難所、また、場所は各自治会や町内会で決めて、現在運用されていますが、今回の大津波を踏まえて見直すべきと私は思います。

例えば、私の出身であります都万の一時避難場所となっている、都万保育所、美田集会所、中里集会所等は、私が住んでいる釜屋集会所とは海拔2メートルの違いもないと思っております。

それでも指定されています。旧3カ町村ではどうなっていますでしょうか。

隠岐の島町は、四面を海に囲まれ、いつ津波が押し寄せても不思議ではありません。町長は、早急に見直しを含め、津波対策に着手する考えがあるか、また、6月末をもって各支所の、宿日直が廃止となるが、災害時に自主避難者は、支所、総務課に連絡し必要に応じて開所するとしていますが、宿日直がなくなるにしても、未だにその報道がありません。今後の対応を併せて伺います。

2番目として、平成19年8月31日の、時間当たり約130ミリとこれも想定外の集中豪雨による隠岐の島町の災害も、激甚災害指定に伴う特別の財政支援を受け、復旧工事を行い4年を経過した今日、災害前以上に整備復旧いたしました。執行部始め、関係者各位のご尽力には敬意を表します。

ただ私が心配しているのは、あの豪雨によって隠岐の島町内の砂防の多くが満杯か、それに近い状態で放置されているのが現状です。このまま放置していると、19年のような豪雨でなくても、土砂災害の発生する可能性がおおいにあります。

そこで、町長に伺います。

町内の砂防の状況、これは全部というとは相当大変でございますので、発生したら家屋に被害がでると予測できる範囲内の数と状況でよろしいです。今後どのように対処されますか。

以上、質問します。

番外（町長 松田和久）

福田議員の隠岐の島町地域防災計画につきましてのご質問に、お答えをさせていただきたいと思います。

議員仰せのとおり、東日本大震災では想像を絶する壊滅的な被害と多くの方々が犠牲となりました。あのような地震、津波が、この隠岐の島町に来るかも分からない、できるだけ対応を急がなければならないと思うのは、お互い一緒だと考えます。

まず1点目の、「一時避難所の見直し、津波対策の着手の考えがあるか。」とのことですが、ご案内のように平成18年に策定しました本町の地域防災計画では、一時避難所及び避難場所は、実は各地区でありますとか、あるいは各地区の自治会で定めていただくことになっておりまして、それぞれの地区が集会所などを一時避難場所として定めているところが多くあります。災害の種類や発生状況によりましては、その場所がご指摘のように必ずしも安全とは言えない、そういった状況にあることも承知をいたしております。

議員ご指摘のとおり、沿岸部の集落では大津波襲来時には被害を受ける場所に立地してい

る避難所もございますので、各種災害に応じた一時避難所及び避難場所の見直しが早急に急がれるところであります。

現在、島根県におきましては地震被害想定調査が実施をされておりました、県の地域防災計画の見直しが併せて行われようと今しているところでございまして、この見直し結果を踏まえながら、町の地域防災計画も見直していく必要があると、このように考えておりました、これに併せまして、今回は一時避難所及び避難場所につきまして、各地区や自治会と町が一緒になって見直しを図っていくべきだとこのように考えております。

また、津波に対する避難場所につきましては、各地区・各集落の立地状況等を検討調査をいたしまして、必要に応じ整備をしていく考えでございます。

住民の自主避難時の連絡体制につきましては、7月より各支所の宿日直を廃止とさせていただきますが、住民の方々が支所へ電話されますと、それが直ぐ本庁へ転送されてまいりますようになりますので、いち早く対応が取れるような連絡体制を今後も取ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして2点目の「町内の砂防の状況と今後の対処」についてお答えをいたします。

砂防堰堤が満砂状況の中、豪雨などがございまして土石流となりまして下流部に被害を与えかねないのは、議員ご心配のとおりでございます。

本町や島根県におきましては、山地周辺の荒廃地域の保全及び土石流などの土砂災害から下流に住んでおられます住民の方々の生命、家屋、耕地、公共施設などを守るために砂防事業を今推進しているところでございます。

砂防事業で設置されております砂防堰堤につきましては、町内に59カ所ございますが、その内の10カ所がほぼ満砂状態となっていることが調査でわかっております。そこで今年度におきましては2カ所の土砂撤去を行うことといたしておりました、残りの8カ所につきましては、引き続き年次計画をつくりまして、土砂撤去を行うこととさせていただいているところでございます。

また、島根県が作成をいたしております隠岐の島町内の土砂災害警戒区域図を活用いたしまして、地域状況も把握いたしながら土砂災害防止のための砂防事業を推進し、安全・安心なまちづくりに努めてまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

14番(福田 晃)

砂防の件はなかなかお金の掛かることですので、今の考え方で出来るだけ要求をしながら

早急に進めていただきたいと思います。

最初の計画ですが2点ほど伺います。

町長は、県も踏まえながらこの計画書を作ると言われましたが、答弁の中で「いつ頃までに作成する。」と、なかったように思います。「出来るだけ早く。」とか言われましても、決意のほどをいつていただきたいと思います。

やはりこういう事業計画というのは、とくべつ汗かけばお金が掛からなくて出来ると思います。うしろには優秀な課長さんたちもおられるし、優秀な職員もおられます。こういういつ起こるかわからない災害に対しては、早急に対応をしていただきたいと思います。

次に、宿日直が無くなって本庁に電話がつながるから本庁のほうで対応できる、大丈夫だと言われたのですが、だいたい電話を掛けて本庁で対応するのは何分ぐらいを見込んでの計画でしょうか。以上、2点伺います。

番外（町長 松田和久）

「防災計画書をいつまでに。」ということですが、日本海の地震、津波と太平洋沿岸、いわゆる太平洋ベルトとこちらの方は少し違うということですが、今専門家も含めて県が方向をだしてまいるということであるようでございます。そういう中で年度いっばいには、県の方向が概ね決まってくる。それに併せて私どもの方の計画も作っていきたいというように考えております。

津波は今日くるかも、明日くるかもわかりません。3月11日はちょうど議会中でございました。ですから、そんなに悠長に待てるかということもありまして、町民の皆様方の中には心配をして電話をいただく方もおられます。

早くやらなければなりません、しかしこの防災訓練にいたしましても、やはりきちっとした想定があって、その計画に従ってさっと対応できるようにしないと、何処にいつていいかわからないけどとりあえず訓練しましょうでは、これでは訓練にはならないのではということで、先般、離島振興協議会の先進地視察、東京都の新島、神津島に行っていました。いずれもここは隠岐とは条件が違うものですから、もうすでに津波がくる前から津波がきた場合の避難道路が、あっちらこちらに出来ております。

私は、この秋にも緊急対策といたしまして、とりあえず、例えば港町あたりで津波があった時にホテルとか、高いところにあるお寺辺りの道路も整備して、高齢者もとりあえず駆け上がれるような体制を作るとか、あるいは神社のところの裏にあります森にとりあえず逃げ道をつけるとか、そういう所が町内いくつかあります。とりあえず避難が出来るような体

制も確保して行くべきだということで、担当課には指示をさせていただいておまして、決してゆったり構えているわけではございません。そういう中で今後、訓練も含めてきちっと対応してまいりたいとこのように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に支所の日直の件でございますが、支所に電話を入れますとそれが本所のほうに転送で直ぐに掛かってきますので、3分も5分もかかりません。

ですが、何分でくるかということになると、ちょっと分かりませんが、電話をすると転送という形になりますので1分以内には本所の方へかかると思っておりますので、そういう体制をとって何とか即、対応できるように考えたいと思っております。

議長（池田信博）

以上で、福田晃議員の一般質問を終わります。

次に、7番：齋藤昭一 議員

7番（齋藤昭一）

それでは、世界ジオパークの登録の申請について度々ですが、お尋ねしたいと思っております。

隠岐は、平成21年10月28日に日本ジオパークに認定されて、さらに世界ジオパークの認定に向けてその準備活動があわただしくなっていると認識をしております。申すまでもなくユネスコ国際連合教育科学文化機構に認定されれば、隠岐の行政、教育をはじめ、多くの産業部門に、また雇用の場に計り知れない効果が期待できます。

今日まで隠岐の文化、科学、教育に関する調査・研究にそれぞれの分野で学者、研究者、学生が多数来島して、隠岐の持つ計り知れない素晴らしさに驚愕・感動をし、更に深く探求しようとしております。何が彼らの探究心を駆り立てているのかは、隠岐の魅力がある財宝の中にとっぴりつきり生活をしている我々にはその価値がわかりづらいのでございます。

しかし、隠岐の中でもほんの一部の人達が、その価値に目覚め延々と活動を続けています。彼らは独自に学習し、その研究成果を広く島内外に発信し、今や世界に届けとアピールをしております。

これら隠岐の研究者と、中央の学者や研究者達が一体となって、世界ジオパークに認定させようと活動を邁進中ですが、隠岐の島町としてのバックアップをどのような形で行っているのか、現時点での進捗状況を確認をしたい。

定例会開催日の町長の行政報告で、隠岐ジオパーク推進協議会の取り組みの報告を受けました。まさに私が確認をしようとした項目と多くが合致をしております。しかしもう少し詳細説明を担当部所、教育長にお伺いをいたしたいと思っております。

非常にたくさん項目を並べましたが、ジオパーク認定には島民の理解とあらゆる協力が必要ですが、協力を依頼しているという活動の実態が見えにくい。島民からは、「どのような協力をしたらいいのか分からない。」と言われます。何をしたらいいのか具体的に説明を求めます。

日本全国、世界へも宣伝が必要ではないかと思いますが、新聞やテレビ、看板などあまり目にしません。認定に向けたこのような積極的な活動は大きなアピールではないかと思いますが、その取り組みの予定はどうであるか。

宿泊施設、商店、飲食業など受入れの準備ができているのか。来島する外国人への対応計画ができているか。

インストラクター、ガイドなどの養成状況、いま現在どうなっているのか。

施設の改修や新設・案内板（和洋）取付け道路の整備、安全対策そのほか多々の準備状況はいかがか。

海上からの奇岩・景観の案内も必要だが、特にシーカヤックからの景観が素晴らしく予約も多いと聞いています。特殊な分野でのガイド養成の実態はどうか。

実際のところ世界ジオパーク登録が実現しそうなのか。認定までのスケジュールはどうなっているのか。

これが一番関心ですが、世界ジオパーク認定が決定したその後は、島にとって経済、教育、観光等の波及効果はどの程度あるのか。どのようなシュミレーションを描いているのか。お尋ねしたいと思います。

番外（ 教育長 山本和博 ）

ただ今の齋藤昭一議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「ジオパーク認定には島民の理解とあらゆる協力が必要であるが、島民はどのような協力をしたらよいか。」という質問についてでございます。

議員ご指摘のとおり、世界ジオパーク認定には、4ヵ町村の島民の理解とご協力が不可欠でございます。ジオパークとは何か、隠岐の魅力は何かを知っていただき自信をもって伝えていただくことが大きな支援となります。

残念ながら、ジオパーク協議会今年4月に発起しましたが、4ヵ町村が今足並みがそろっているとはいえません。現在はジオパークの協議会が4ヵ町村の足並みを揃えることを今、重点として取り組んでおります。特に現在は、小中学校、高校、そして各地域活動の一環としまして隠岐ジオパーク学習会を開催しているところであります。学習会では隠岐の自然環

境の貴重性や歴史について分かりやすく説明を行っております。

今後は議員の皆様にも、あるいは本庁の職員にも向けて学習会を開催したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、2点目の「認定に向けた積極的なアピールが必要で宣伝費などの予算はどのようになっているか。」についてお答えいたします。

世界ジオパーク認定は隠岐地域の地域振興・観光振興そして教育振興、この3つを大きな目的として活動を推進しております。その目的を達成するために国内外への情報発信は必要なものであります。現在は、情報発信の一つとしまして隠岐ジオパーク推進協議会のほうからホームページを作成して全国に配信しております。今後、英語対応のホームページを作成する予定になっております。また、広報活動の一環としまして、隠岐ジオパークのロゴマークの作成募集やパンフレットも作成しまして隠岐島内の全家庭に配布させていただく予定でございます。

次に、3点目の「宿泊施設、商店、飲食業などの受入れの準備、周知はどのくらい出来ているか。」についてでございます。

宿泊施設を中心としました観光事業者の方々に対しまして、ジオパーク学習会などを通して周知に取り組んでいるところでございますが、残念ながらまだ皆様に浸透しているところまでにはいたっていないのが現状でございます。

先に申しましたが、現在、小中学校、高等学校あるいは地域活動として学習会を開催しているところでございますので、そちらが一段落しましてから宿泊業者などの皆様を対象としましたジオパーク学習会を開催させていただく予定になっております。

次に、4点目の「来島する外国人への対応の計画」につきましては、環境省あるいは島根県のご支援もいただきながら、英語版のマップの作成、日本語・英語表記の看板整備を現在進めております。

今後は英会話によるガイドなどの人材育成にも計画的に取り組んでいきたいと考えております。

次に、5点目の「インストラクター、ガイドなどの養成状況や必要な人数は。」ということについてでございます。

本町では平成22年から毎年3名のインストラクター候補生を雇用し、専門技術の習得を行わせております。また、ガイド養成につきましては、観光協会などとも連携を図りながら養成講座を開催しており、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

現在、本町にはプロのガイドが6名おります。将来的には本町で20名、隠岐全体では30名程度の養成を目指しており、バスガイド、タクシーの運転手、ボランティアガイドのみなさんとも連携を図りながら来島者への対応を考えていきたいと思っております。

次に、6点目の「施設の改修や新設・案内板、取り付け道路等安全対策の準備はできているか。」につきましてでございます。

世界ジオパーク認定を目指しまして、平成21年度に隠岐自然館をリニューアルしております。また、看板整備や安全対策などにつきましては、環境省および島根県からの支援を受けて整備を進めているところでございます。

次に、7点目の「海上からの奇岩・景観の案内等特殊な分野でのガイド養成の実態はどうなっているか。」についてのご質問でございますが、齋藤議員ご指摘のとおり、最近ではシーカヤックによる洞窟探検等のツアーが非常に人気商品の一つになっております。

インストラクターの技術習得の中には、シーカヤックを使ったツアー等の専門的な技術取得も含めております。今後はこのインストラクターの方々もガイドとして活躍してもらえらるものと期待しております。

8点目の「世界ジオパーク登録の実現見込みと認定までの予定について。」でございますが、隠岐の地域振興・観光振興そして教育振興のためには、是が非でも世界ジオパークに認定されなければならないと考えております。ただ、実現のためには、高いハードルを越えていかなければなりません。

そのハードルの一つとして、まず、日本ジオパーク委員会からの推薦を受けなければ、世界ジオパークネットワークへの申請書を提出することができません。現在、国内推薦を受けるべく日本ジオパーク委員会に対して申請書を提出しており、先般5月23日には幕張メッセにおきまして公開プレゼンテーションを行いました。その時の結果は非常に好評でありまして、隠岐の自然の素晴らしさをもっとアピールすれば認定が受けられるのではないかという委員からのご意見をいただいております。

今後は8月22日から2泊3日の日程で行われる現地調査を経まして、9月末には国内推薦が決定する予定です。国内推薦をいただきますと、現在日本語で作成している申請書を英文に直し、世界ジオパークネットワークへ申請書を提出し、来年7月頃には世界ジオパークネットワークの審査委員による現地審査が行われ、24年の9月頃に世界ジオパーク認定の可否が決定する予定となっております。

最後に9点目の「世界ジオパーク認定が決定した後の活動と経済への波及効果はどの程度

あるか。」についてであります。

私どもは、世界ジオパーク認定が目的ではありません。認定されたあとそれを我々がいかに活用していくか、これが非常に重要なものだと考えております。

現在、国内にはお隣の山陰海岸を含めまして4地域が世界ジオパークに認定されており、各地とも交流人口の拡大に伴う経済効果が現れていると聞いております。

本町としましても、これまで観光を基軸としました町づくりに取り組んでまいりましたが、全国的にみると隠岐という知名度の低さによって、残念ながらその成果が現れているとは言えません。

こうした中、世界ジオパークという世界的な機関であるユネスコが支援する認定地となることは、隠岐の知名度を国内だけではなく世界的に高める効果があるものと考えております。

世界的な認定地となった後、世界ジオパークというブランドをいかに活用して隠岐地域の活性化に繋げるかが重要だと考えております。認定後に向けて関係機関とも連携を図りながら進めてまいり所存でございます。以上です。

7番（ 齋 藤 昭 一 ）

ジオパークの認定がなければ、先々隠岐の観光が一步も進まない、衰退していくという思いがございます。今までいろいろやってきましたが、ほかに活路が見当たらないものから、これを是非とも成功させて、是非とも認定を受けていただきたいと思っております。

また、進捗状況について今現在どうなっているのかという事を非常に気にするところなので、時々機会を得て報告をしていただけないでしょうか。

先ほど言われました小冊子なるものを、皆さんに配って、皆さんがそれを見ながら案内ができるようなものを皆さんに渡すことができないかどうか、この2つほどよろしく願います。

番外（ 教 育 長 山 本 和 博 ）

齋藤議員さんの再質問にお答えをいたします。

先ほど言いましたように、ジオパークは隠岐島民全員が取り組まなければならない課題だと思っております。山陰ジオパークが認定された時に、世界ジオパークの委員が調査にきて住民に話を聞いたところ、住民が「山陰ジオパークはこういうところです。我々のところはこんなところ素晴らしいです。」と説明して、非常に委員さんに好感をもたれたそうです。

そういう意味で現在の進捗状況を皆さんに報告することは、非常に大事だと思っておりますので、今後そのことは町報、あるいはその他の方法でお知らせしたいと考えております。

もう一点、情報を冊子等で町民に知らせていただきたいというご質問ですが、これについては先ほど説明いたしました。パンフレットを今作成して隠岐島民全家庭へ配布する予定がありますので、お知らせしておきます。

議長（池田信博）

以上で、齋藤昭一議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたしたいと思います。

（本会議休憩宣告 10時40分）

それでは、本会議を再開いたします。

（本会議再開宣告 10時50分）

一般質問を続けます。

次に、11番：遠藤義光 議員

11番（遠藤義光）

去る3月11日発生した東日本大震災から100日が経ちました。死者約1万8,000人、行方不明者約8,600人、避難所で生活する人の数は、8万8千人余にも及んでいます。被災地の皆様方に対して心から哀悼の意を表しますとともに尊い人命を犠牲にされた方々に対して心からご冥福をお祈りいたし、併せて一日も早い復興をお祈りするものであります。

大切なふるさとが廃墟と化し、いつふるさとに戻れるのか、またどうすればふるさとに戻れるのか戻れないのか、まさにふるさとを失った方々を思うとき、改めてふるさとの大切さありがたさを感じるのでありますが、町長そして職員の皆様方も、私と同じ思いではないか拝察をいたします。

さて、私もふるさと隠岐の島町を愛する一人ですが、唯一の温泉、隠岐温泉 GOKA について町長の考えを伺いたく存じます。

数ある資源の中でも、特に重要な地下資源の一つではないかと私は考えています。隠岐温泉 GOKA は、町村合併前の旧五箇村の当時の村長の郷土愛と情熱で事業をスタートさせました。ふるさと創生1億円事業のことを覚えている方も多いと思います。

平成2年11月、泉源開発事業に着手、翌年の平成3年には隠岐で唯一の温泉が誕生し希望者にはポリ函で配湯した経緯がありました。その泉質の良さから利用者からは大いに賞賛を受けました。やがて、到来する長寿社会を予測し、それに備え村民全てが等しく健康で日々楽しく生活を送ることが出来るように、また村を訪れる人たちが心から住民と打ち解けてくつろげる憩いの場となるよう願って平成6年7月7日には待ち望まれた入浴施設がオープン

し、その名も「隠岐温泉 GOKA」と命名されました。

さらに、平成7年12月には隣の福祉施設が竣工、現在の「ふれあい五箇」が活動している拠点施設であります。ここに温泉水を供給開始いたしました。ディサービスに通う皆さんは、気づかない間に温泉につかり健康を維持できているといえるのではないのでしょうか。

まさに、元村長が願った熱い思いが実現できているといえるのではないのでしょうか、元村長は今は故人となりましたが、その偉業に対し改めて敬意と感謝を表し、併せまして心からご冥福をお祈り申し上げる次第です。

平成8年には、安定した施設運営ができるようにと代替泉源として第2温泉源を完成し、安定した湯量の確保に成功し、2つの泉源を利用できるようになりました。その湯量は毎分60リットル、55度のお湯でありまして日量では82トンになります。

平成21年度の泉質検査では温度が27度となっておりますが、現在では日量10トン余りしか利用されていないため、連続して揚湯すれば320メートルの地下からですと55度の湯が上がって来るはずであります。泉質はナトリウム炭酸水素塩泉で、主な成分は陽イオンではリチウム、ナトリウム、カリウム、マグネシウム、ストロチウム、マンガン、鉄などの各イオン、陰イオンではフッ素、塩素、臭素、硫酸、炭酸水素などの各イオン類が含まれております。溶存ガス成分では遊離二酸化炭素が1キログラム中308ミリグラムも溶け込んでおります。言うなれば、血行促進剤が多量に含まれているということになります。

効能としては、神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節の強張り、打ち身、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進、切り傷、火傷、慢性皮膚病、これはいわゆるアトピー性皮膚炎などであります。

設備では、大浴槽にジェットバス、打たせ湯、ミストサウナ、寝湯等があり広い浴場はストレスを吹き飛ばしリラックス、リフレッシュの空間もあり、島内の利用者の皆さんには慢性疾患が治癒、または、改善されたという方々も数多くおられることはご承知のとおりであります。

また、施設から見晴らす景観も格別であります。特に中島地区から赤崎地区にかけての景観は約500万年、あるいは600万年前に出来たという地形で、まさに北海道のミニ層雲峡を思い起こさせられます。偶然にもジオパーク隠岐において生きたジオサイトとなります。

しかし、温泉を取り巻く環境は楽観できることばかりではありません。毎年1千万円余りの赤字運営を続けてきており、第2次隠岐の島町行財政改革実施計画における取り組み項目にそのあり方の検討があり、取り組み内容では現在委託により運営いたしておりますが、隠

岐温泉 GOKA については、「隠岐温泉 GOKA の経営活性化計画」に基づく経営改善の成果を検証し、今後の施設運営のあり方を検討するとあります。目標または成果については施設管理費の節減が図られるとしています。

年度目標では、平成22年度に経営改善の成果検証した結果、経費節減も成果をあげており、老朽化はしてきてはいるものの現在では大規模な修繕も起こらないのであれば継続し、平成24年度からは運営のあり方の調整検討を継続していくということになっています。

一方、所管である教育民生常任委員会からは、売却廃止も含め休止を検討すべきとの厳しい意見がでております。利用者が固定化しており、一部の利用者のために一般会計から毎年1千万円余もの支出をすることは容認できないというのがその理由だとのこととあります。

しかし、費用対効果のみで求められる一般的な事業と同じ考えに立ってのみで、存続を議論してよいのでしょうか。温泉は健康福祉施設として位置付けがされておりますが、その係は五箇支所に置かれおります。しかし、観光客や船員の方も利用しており、島に他に銭湯等の公衆浴場がないためそれらのお客さんにとっても必要不可欠な施設となっております。

経費の主なものは、重油代ですが熱交換器等のメンテナンスを手掛ける業者さんの献身的、奉仕的な取り組みの中で、経費節減のための手作りの太陽熱利用の熱交換装置が作り出されるなどの様々な取り組みがなされております。

今まで通算しますと約5千リットル余りもの重油の節減につながっています。利用者を増やさなければ収益増加につながらないと思います。温泉をいつまでも存続させていただきたいと願う利用者は切実な思いで温泉に通っているのです。何故なら、誰もがこの現実を理解しているからです。

合併してから6年半余り経ちますが、温泉の存在を冷ややかな目で見てきてはいなかったでしょうか、単に傍観してこなかったでしょうか。さらに皆さんに温泉の本当の価値を理解してもらうためには、そして喜んで利用してもらうために全町あげて取り組むべきではないでしょうか。

温泉に入るには、裸になりお金を払う必要がありますから抵抗もあるでしょうが、せめて1ヵ月に一度でも町長さんを始め職員の皆さん、議員の皆さん達、お忙しいでしょうが都合をつけて皆さんで温泉に入りましょうよ。そのことが島をあげての利用促進につながると思いませんか。

また、利用の体験もなしに温泉を理解することができるのでしょうか。理解できなくて温泉の経営や利活用が本当に語られるのでしょうか。隠岐支庁にも多数の職員さんがおられます。

隠岐の島町の職員も利用すればどんな高価な広告宣伝よりも遥かに有効な宣伝になりはしないでしょうか。本土に行けばよく温泉に行った話を聞きますが、隠岐にも交通費のかからない地元に療養泉といわれる素晴らしい温泉があるのですから。

例えば、保健課とか各診療所、福祉課と各福祉施設、観光課、観光協会、農林課、定住対策課と横断的に協議する場をつくり、利用者の皆さんの切なる声を直接聞くなどして利用促進に取り組んでは如何でしょうか。

業務委託で運営してはいますが、パートの女性職員さん達では宣伝の技術的なことは及びません。ここはやはり役場の職員さんが共に取り組む必要があると思います。是非検討していただきたく存じます。

今本町では、緑のコンビナート構想に基づいて事業展開を進めようとしています。その中で日立造船株式会社、造船分野のみならず持続可能な地域社会づくりということを構想に、事業を計画を進めておりますが、間伐材と生ゴミ等を混ぜ合わせてメタンガスを発酵させる事業が検討されています。

メタンガスは熱源として福祉施設などで、発酵残渣は堆肥化し有機質肥料として放牧場やクヌギ山の肥料に利用できるというもので、地域資源を有効活用し複合的な形で様々な複次的効果を生み出し、地域内で循環させ持続可能な仕組みづくりを目指すものであります。同社が実験プラントを設置し、約3年がかりで計画するものだそうですが、是非とも温泉施設と組み合わせて相乗効果を発揮していただきたく思います。

また、過去に調べたことが本町でもあると思いますが、アンモニアの沸点が低いということと温泉の熱を利用したカーリーナ発電というのがあるそうですが、この件も是非検討に加えていただきたいと思います。ちなみにアンモニアの沸点はマイナス38度、第二泉源では1千200メートル地下で70度温度があるそうです。

また、開発にはネドが100パーセント資金を出すそうであります。福島原発の事故が終息の見通しが立たないなかで今、自然エネルギーが大きく見直されてきています。是非取り組んでいただきたく思います。

合併して隠岐の島町が誕生して6年半余り人口は1,900人も減少しました。1万5,600人余りとなりました。少子高齢はますます進行しています。温泉はふるさと隠岐の宝であります。みんなで大切に活かして行こうではありませんか、どうぞお考えをお聞かせ下さい。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

それでは、ただ今の遠藤議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

隠岐温泉 GOKA は、遠藤議員仰せのとおり、経過を踏まえまして現在に至っております。

今後の施設運営に関しましては、本年度中に行財政改革本部会で検討することとさせていただいておりますが、一方では、今年度上半期のうちに、更なる経営改善に向けて一定の成果を上げることが喫緊の課題となっているところでございます。

その対応といたしまして、まず利用者の増加、経費削減が挙げられるところでございますが、利用者の増加対策につきましては、議員仰せのとおり、その効能に対する利用者の方々の評価によりまして、町の人口が年々減少していく中にはございますが、年間1万6,000人の方々に利用していただいておりますので、それを踏まえまして各種イベントの開催時等にも利用促進を図っているところでございます。

また経費の削減につきましては、受託者をはじめ関係事業者の協力をいただきながら、お話がございましたように一定の成果をあげておりまして、議員仰せの対策によりまして、重油の使用量も昨年度は前年度比で2千リットルの削減がございましたが、残念なことに近年の原油高騰の影響によりまして、収支の改善には残念ながら反映されていないというのが実態であるそうです。

議員からは、私をはじめ、本町職員が利用することが有効な宣伝効果につながるのご指摘をいただきましたが、もちろんその努力は惜しまないつもりでおりますが、温泉に関心のない職員にまで強制して利用してくれともなかなかいえない状況でございますので、ひとつその点をご理解いただきたいと思っております。

次に、業務委託での運営ではなく、町職員が自ら取り組んでみたらとのご指摘もございましたが、公共施設の管理運営につきましては、行財政改革の上からも、また雇用拡大の上からも、極力民間の方々のお力を有効に活用する方向で今後も引き続き考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

自然エネルギー等、重油以外の活用につきましては、新たな設備投資が必要になりますことから、今のところ、そういった設備投資をする考えはありません。

隠岐温泉 GOKA につきましては、再三にわたり他の代替え施設もなく、島内唯一の温泉施設として活用できないかと、私自らもそのように考えてまいりましたが、今しばらく検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いをして、答弁に代えさせていただきたいと思っております。

11番(遠藤義光)

自然エネルギーですとか、新しいエネルギーとのいわゆるコラボレーション、このことに

については、新たな設備投資をすることがなかなか難しいというお答えでした。

その他のことについては、事情も理解できますし、皆さんと一緒に啓発してやっていければと思いますが。是非、この新しいベンチャービジネスに取り組む企業さんは、自己資本をもってでも参加してこようという企業もありますことから、そういった企業も積極的に誘致していただいて、何とか活路を開いていただきたいと思います。考えがあればお願いします。

番外（ 町長 松田和久 ）

「自然エネルギー等を利用するような投資はしないか。」ということでしたが、それについては先ほど申し上げましたように、現段階で更に経営費を削減するための方策として自然エネルギーを使うような、例えば太陽光でありますとか、そういうものの導入については今のところは考えてはおりません。但し、隠岐にも今いろいろな企業が入りつつあります。そういう中で、ベンチャー企業等で「泉源をうまく活用して」という企業があるとすれば、検討をさせていただく必要があるかと思っております。まだそういう申し出もございませんし、これから少しそういうことも含めて検討をしてみたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（ 池田信博 ）

以上で、遠藤義光議員の一般質問を終わります。

次に、2番：前田芳樹 議員

2番（ 前田芳樹 ）

それでは、順次お尋ねをしたいと思ひます。

まず1つ目、林業振興のための林道網の整備促進をしなければという点について、町長にお伺ひます。

そのうち1点目として、合併協定時に継続施工することになっておりました林道2路線の施工は、その後どうなっているのでしょうかという点です。

その2路線というのは、都万地区内の林道タワギ線と五箇地区内の後岳林道のことでございます。どちらも町村合併時に継続施工が約束されておりましたけれども、その後財政難のために再評価委員会にかけられまして中断しているものです。どちらもあと一息で幹線道路に連結できるところまできているのに中断をされたままでございます。そして、林道機能を発揮できておりません。その内、五箇地区内の後岳林道は、「平成18年度に路線変更で区間を短縮し施工再開します。」「幹線道路まで連結します。」と、地元自治会へ役場職員が来られて図面を広げながら説明して合意していたそうです。しかしその後は音沙汰なしで、放置

されているというのが今に至る経過でございます。地元は強い要望をもち続けながら待ちぼうけをしている状態でございます。

基金 50 億円、地方債残高大幅減少という財政改善の中で 9 月には 3 億から 6 億円の社会資本投下をするそうですが、荒廃する山林とそして衰退する林業の基盤整備にも目を向けるべきではないでしょうか。中断しているこの 2 路線の林道開設事業の再開を手始めとしてですね、少しずつでも林道網の整備促進に復帰をするべきではないでしょうか。その点に関しての町長の姿勢をお伺います。

次に 2 点目として、林業振興を叫びながら林業団体へ高機能機械類の導入支援はしておりますが、林道作業道の整備は現在全くしていないと思います。作業道開設を促進するべきではないか。この点についてお伺いしたいと思います。

つまりですね、高額な高機能機械類の導入支援の財源が県の制度資金からの拠出で、町の持ち出し分が少ないからできたことではございまいしょうが、いくら高機能でも山林に進入する作業道が整備されていなければ持てる機能も当然発揮できません。

現在、林道整備は県がすすめている林道一の坂大時線のみで、これが今年度施工完了予定だそうではございますが、この完了後は林道開設事業は皆無となるだろうと思います。

島後全域を見渡しても、機械類が進入できなくて立木伐採搬出ができずに無価値同然の山林がまだまだ沢山あるのではないのでしょうか。未曾有の松枯れと林道従事者の激減などで山林の荒廃は歯止めを知りません。高機能機械類を活用して山林整備をするには、この作業道整備が欠かせないはずではございます。安価でできる作業道開設事業によって基幹林道からの支線網を整備しなければ林業振興はおぼつかないはずではございます。

全域的に各地区へ町が出向いて、それぞれの地区に要望があるかないかを打診して、その要望を確認し、作業道開設を促進するべきではないかと思われませんが、これに対する姿勢をお伺いしたいと思います。

番外（町長 松田和久）

ただ今の前田議員の「林業振興のための林道網の整備促進について」のご質問にお答えをいたしたいと思います。

1 点目の、合併協定時に継続施工することになっておりました都万のタワギ林道と五箇の後岳林道この 2 路線の施工についてでございますが、ご質問におきましては 2 路線とも中断ということではございまして、少し事情が各路線ともに違っておりますのでその点からご説明を申し上げご理解をいただきたいと思っております。

五箇地区後岳林道につきましては、旧五箇村当時から一部地権者との交渉が危ぶまれ、当初から実施困難な状況の下で、建設計画の前期事業として計画書には搭載されておりますが、合併以降地区と協議を行わせていただいたところであります。

平成 17 年 8 月 5 日開催の久見地区検討会において、事業再開の見込みが立たないということから事業断念を地区に伝え、当地区の了承を得た上で、平成 17 年 9 月 1 日島根県知事宛に事業中止の変更協議を行っておりまして、同年 11 月 4 日に変更承認を受けたところでございまして、当路線につきましては、従いまして現在のところ開設の予定がないというのが実態でございまして、議員さんとは相当乖離するような話になりますが町の方ではそういうことで、この路線についてはもう今のところは出来ないということになっているところであります。

次に、もう 1 路線の都万地区内のタウギ林道についてでございますが、これは町の財政難に加え事業評価の上から、平成 19 年度、20 年度において事業を休止して、事業再開の見通しが立たないことから終点を当初計画路線の中途に変更させていただいて、平成 21 年 3 月 18 日県に対し事業完了の協議を行ったところでございます。

しかしながら、計画路線後半に位置します林班域で計画をされておりました拡大造林計画に支障をきたしますことから、改めまして協議の上計画を策定すべきではございますが、国の林道開設の基準が変更となりまして既に完了とみなした林道につきましては、継続して事業実施ができないことになっているようでございます。

従いまして今後につきましては、今年度策定予定の「森林整備計画」の中で改めて林業専用道路の開設をするように、必要があれば検討してまいり所存でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に「作業道開設の促進について」でございますが、作業道の開設につきましては、現在では団地施業計画の中、間伐を実施する際に町内の広い範囲で開設を行っているところでございますが、県補助、町単独での作業道開設につきましては実施をいたしておりません。

今後の作業道の開設につきましては、申し上げましたように本年度の策定予定の「森林整備計画」の中で、森林経営計画において林業専用道路として計画できるものにつきましては計画をし、実施するよう取り組んでまいりたいとこのようにと考えております。

施業計画のなかで必要があれば、それについては今までもやってきておりますのでやりますが、全然そういう計画のないところで林道が進まないから作業道だけできないかということでございますが、こういったものに対する補助事業はございませんので、補助事業の範囲

内で必要なところについては入れたいと思います。タワーヤードなどを購入してもうまく使えないということですが、そういうような機械を使って整備するような所には作業道が入っておりますのでご確認をいただきたいと思います。

2番（前田 芳 樹）

まず、一つ目のことについて1点だけお伺いをしたいと思います。

私の地区に係わる問題で恐縮ですが、平成17年の1月から平成21年1月まで私はこの地区の区長代理をしておりました。そして、先だって同時期に区長をしていた方にもこの事について確認をいたしました。

私の認識では、恐らく平成17年、18年頃だったと思うのですが、役場職員が来て、確かに当初、地権者との問題があって進まなかった事態がありました。ところが、その後解決をして、17年頃だったと思いますが、役場職員で来られた方を覚えてます。そして図面を広げて地区役員と協議をしました。「この路線をここでこういう方向に変更して、延長距離を非常に短縮して、従って財政支出も減額してやりましょう。」、「18年度から再開します。」という話をもらっておりました。

地区の議事録にもあろうかと思えますけれども、その後、今町長がおっしゃったような、地権者合意が困難で中止決定した、県と確認した、というような話は全く知らされておられません。これは断言できます。ですので、このままではいけないと感じます。それならそれとして、現在の地区の役員に対してでも説明をされた方がいいかと思えます。地区に説明がなかったことは確かに言えますので、地区説明に改めて行くのが常識ではないかと感じますので、その点を伺います。

番外（町長 松田 和久）

前田議員の再質問にお答えをいたしますが、私どもの交渉経過の綴りを見てまいりますと、平成17年8月5日久見地区で検討会が開かれておりました、当時の農林課長、課長補佐、役場五箇支所の課長、課長補佐、担当、それに久見区長さん他、役員の方々が6名参加されて検討会が開かれ、これまでの経過から所有者の一人との交渉が好転するとは考えにくく、ルート変更等による対応策が不可能であり、事業再開の見込みが立たないために町として事業を断念するという考え方を伝え、地区の了承を得まして、重要な変更の設計協議ということで、県当局に先ほど申し上げた手続きがなされたというように、ここの書類でそうなっておりますので、少し話しが全く違う方向にありますので、役場が、絶対正しいということもここで申し上げられませんので、少し調査をさせまして当時の担当も替わっておりますが、あ

るべき方向を見出していけばいいのではないかと、その上で改めてもし可能であれば、もう一度森林整備の作業計画の中に入れて、年度別実施計画、つまり総合振興計画の中に入れていくという作業が必要となってまいります。

国の補助採択のない、本当に拡大造林なり、再造林なり、伐採なり、そういう施業計画が成されるか。山林所有者の方々がというのが大前提になりますので、何もしないところに公共事業のために林道をつけるような今状況ではありません。その辺りを十分に相談いたしなからあるべき方向が見出されていけば、それにのっとって考えていけばいいというように思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

2番（前田芳樹）

前向きな答弁でございました。地区でもう少し確認をさせてもらいたいと思っているところです。

次の質問にまいります。

町管理の漁港港湾管理区域の海岸漂着ゴミ対策について、町長にお伺いいたします。

3月の定例会で海岸漂着ゴミ対策について質問しました、一般的全国的な課題としての状況は理解しております。今回は、町が管理責任を負う島内の漁港港湾管理区域の海岸漂着ゴミ対策について、その責任を果たすべきではないかという点に絞って再度お聞きしたいと思います。

その時ですね、「漁港9港、港湾10港が本町管理の港で、漂着ゴミの撤去は一定程度の量については責任をもって対応することが可能です。そして漂着ゴミの全てを対処することは至難の業ですので協働の精神で地域の皆様に対応をお願いせざるを得ない」とっております。そして、新年度予算で布施、都万、五箇それぞれの支所に県の緊急雇用補助金を財源として臨時職員を複数配置したので海岸清掃業務を行うことができる。」ということでした。

今年もまた海岸清掃の時期になったわけでございます。島の西側は昨年以上に大量のゴミが漂着している状況でございます。しかし、町の姿勢として何の変化も見えておりません。一定程度の量だけで責任をもって対応できるとおっしゃっておきながら全く動きがありません。臨時職員が海岸清掃している姿はありません。やっぱり協働の精神とやらで、沿岸地域住民に責めを負わせて、町は言を左右にして、結局何もしないという事態にもなりかねないのではないのでしょうか。

この30年間、海岸清掃を当然のこととして総出でやって来ましたが、近年はプラスチックゴミは西郷の埋立地まで運搬しなければならない状況にあります。トン袋を毎年購入して地

区民総出で詰め込んで、60袋のトン袋、そして、トン袋に入れない4トンユニック車に満載状態が別に2,3台あります。そして、大きな流木を海岸から道路まで引き上げて、さらに積み込み運搬をしなければならない状況があるわけです。80歳を過ぎたおじいさん、おばあさん達が汗をかきながら懸命に働く姿に比べて、行政として何ら具体的なことをしていないということを感じたら非常に情けなく感じます。

19港の管理区域の海岸漂着ゴミは、町の責任であるのに何ら対策が取られていない状況にあります。町の管理区域は、自前でよく実態把握して、年に1回だけはゴミ撤去をするような財源措置と対処をして、自主的にその管理責任を果たすべきではないでしょうか。

沿岸住民達は、これまで自分達の集落環境は自分達で守るべきだと思って懸命に協力をしてまいりましたがもう限界に近いと思います。人口減少と80歳前後の高齢者が6割となっはとても困難なことであります。沿岸地域住民の責任感ばかりを暗黙のうちに要求してはいけないのではないのでしょうか。観光立島を標榜しているのですから、目の前だけでも綺麗にするために、町は主体性をもって取り組まなければならないと感じます。

国や県の責任が言われて大変久しいですけども、町も先ほども申し上げましたが3億、6億なる自主財源で社会資本投下するほどの元気があるのでございますから、いづらか自前予算措置をしてこの対策を講ずるべきではないでしょうか。

ここに関しての対策が不明確であると感じますので、少しその確認をさせていただきたいと思ひます。

まず として、19港の管理区域の漂着ゴミ撤去の実費だけは町が補填するべきではないか。

として、保健所は木くずも燃やすなど言っておりますが、一斉清掃の時には町の許可で木くずは燃やしても良いのかどうか。 として、海岸から道路まで引き揚げた大量のゴミの運搬ぐらいは町がやるべきではないか。 として、沿岸地域住民も高齢で限界でございますので、いつになったら町が本腰を入れてその管理者責任を果たすのか。という点、これについて明確なお答えをお願いいたします。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

分割2点目の「町管理の漁港港湾管理区域の海岸漂着ゴミ対策について」に関するご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

まず、1点目の町管理になっております漁港が9港、県管理が5港、港湾のほうが10港あります、併せて19港の管理区域の漂着ゴミ撤去費を町が負担すべきではないかについてでございますが、これは先の3月定例会でも答弁いたしましたように、本町の管理漁港、港湾の

漂着ごみ全てを管理責任として対処し、撤去費用を全額負担することは経費的にも膨大なものとなりますことが想定をされますことから、国及び県の財政支援のない現段階におきましては、対応が非常に難しいということを是非ご理解をいただきたいと思ひます。

国への支援要請の働きかけといたしましては、毎年度やっておりますが、昨年度は全国離島振興協議会を通しまして、本年度はさらに県の町村会を通しまして、それぞれ要望をさせていただいております。

今後につきましても、機会あるごとに政府当局に積極的に働きかけてまいりたい。これは国の管理でどうしてもやってほしい。これは全国もう日本海側の各漁港、漁村を管理する町村長から出ていることであります。これが、町村でやれといっても一度やればそれで終わりなら出来るかも知れませんがそうじゃありません。「一波来ればまた、一荒れ来ればまた溜まる、これを全て町か。」と、そういうことにならないということで、国当局にお願いをしているところであります。そのこのところを是非ご理解をいただきたいと思ひます。

次に2点目の、「町の許可で木くずは燃やしてもよいのではないか。」についてでございますが、実は廃棄物処理法施行令第14条には、「国又は地方公共団体が、その施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却」については、焼却禁止の例外となっている廃棄物の焼却として認められることになっておりますことから、町管理の海岸の漂着流木につきましては、管理上もし必要であるといたしますならば、焼却が可能であるというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に3点目の、「海岸から道路まで引き揚げたゴミの搬出について」でございますが、昨年と同様、関係各課及び支所並びに出張所と連携をし、引き揚げたごみの搬出及び受入れについては本町において責任を持って対応をしましてまいっておりますはずですし、今後もさせたいとこのように考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思ひます。

次に、最後の質問でございますが、「いつになったら本腰を入れて漂着ゴミの処理について責任を果たしてくれるのか。」厳しいご指摘がございましたが、議員も既にご承知のことと思ひますが、海岸の漂着ゴミは、量や漂着範囲も膨大でございますして、その種類、大きさ等も極めて多岐に渡っておりますことから、回収や処理に多額の費用を必要とし、処理方法も確立されていないのが現状であるかと思ひます。

国においても一昨年ようやく「海岸漂着物処理推進法」が制定をされまして、その対策はまさに今、緒に就いたばかりでございますして、現段階でいつから本格的に処理を実施してまいるかということについては、その辺りのことも踏まえながら考えてまいらなくてはならな

いということで、今明確にお答えすることが出来かねる環境下にあるかと思えます。

引き続き財源の確保や処理体制の確立などにつきまして、国が主体となって積極的に取り組んでいくよう要望しておりますので、国の支援制度が確立されるまでの間は、今までのとおり、地域の皆様方に力をお借りしながら、協働で海岸漂着ゴミ対策に取り組んでいかざるを得ない、このように考えております。

行政が、まったく知らん顔ということではないつもりでございますが、もしそういうことがあるとするならば、所管課を通じまして徹底を図ってまいりたいとこのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

2番（前田 芳 樹）

次の質問にまいります。

島根原発の安全性確認について町長にお伺いいたします。

一昨日の議案説明の際に、この件に関する状況説明も幾分ありましたけども、改めてお伺いをいたします。

皆さん、報道でご承知のとおり世界中の人々が原発事故による放射能汚染に大変神経質になっております。無理もないことでありまして、放射能汚染に対する対処法を今のところ人類は持ち合わせていないようでございますので仕方のないことだと感じます。

また、地球規模で起きます地殻変動に対しましても、なすすべをもっていないわけであります。

島根原発について、その立地条件を見ますと宍道断層の近くに立地しています。島根原発も安全とは言い切れません。そして福島原発と同型の1号機はGM製の古い型だそうでございます。

松江市内まで9キロメートルと近く、島民の連絡口である七類港や境港は半径20キロメートルにかかっているので、島民は不測の事態には動きが取れなくなるはずでございます。

放射能拡散速度は、風速毎秒3メートルで100キロメートル地点までは9時間という試算もありますが、これが風速毎秒6メートルになれば、半分の4時間半で隠岐地域が放射能物質で覆われるということにもなるのです。南西風が吹けばごく短時間で汚染されることは間違いなく、あとは福島県の状況と同じとなって島は壊滅するわけでございます。

島根原発は、すでに津波対策として、海拔15メートルまでコンクリート擁壁を嵩上げする工事を発注したそうですが、これで絶対安全だということはまったく言えないのです。島根半島や松江市近辺だけの問題ではないはずでございます。不測の事態が起きて放射能拡散

ともなれば隠岐の島町もまさに壊滅だと思われれます。抑えの効かない不測の事態はあってはならないわけですが、隠岐の島町も島根原発の安全性が絶対的な状態であるための意見具申と、そして安全性確認要望を関係方面にしておられるのかどうか。当然、しておるようでございましたが、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

番外（ 町長 松田和久 ）

分割質問3点目の、「島根原発の安全性確認について」のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

議員仰せのとおり、島根原発も絶対安全とは言い切れないと我々もそのように思っておりますし、実は島前の3町村長さん方も特に島前はさらに近く知夫まで実は42キロの地域でございます。そういうことで危機感を持っておられるところでございます。そこで、議会初日の私の行政報告でも申し上げましたが、重複をいたしますが隠岐の町村会といたしまして、4月26日に松江市にございます中国電力株式会社島根支社を4人で訪問をさせていただきます。4人とは、町村長、その他担当職員も入っておりますが、原子力発電所の安全操業に関する要望書を提出させていただきます。そして懇談もさせていただいたところでございます。

要望の内容でございますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、島根原子力発電所における安全性の徹底、住民の安全の確保と不安の除去を図るために、実効性のある計画を再構築してもらいたい、策定をしていただきたい。その上で、周知や情報公開を積極的に行い、住民の方々の理解を得るよう是非努めていただきたい旨の要望書をお願いしてまいりました。原発を止めるべきだとか、そういうことは申しておりませんが、安全対策の徹底を更にお願してきたということであります。

その日は、溝口島根県知事にもお会いをいたしまして、この中国電力株式会社に対しまして、先刻、町村会として申し入れをいたしましたので、その中国電力に対しまして30キロ圏内は隠岐は外れておりますが、ご指摘のように風が吹けば一発で隠岐は放射能で汚染されてしまう地域にあるんだということを是非解っていただいて、特段のご指導をいただくことを要望をいたしたところでございますので、我々もこの福島問題は自分のことと受け止めて、今後も対応させていただきたいとこのように考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

議長（ 池田信博 ）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

本会議を閉じ、ここで暫時休憩といたします。

次の一般質問は、13時30分から再開いたします。

(本会議休憩宣告 11時51分)

本会議を再開いたします。

(本会議再開宣告 13時30分)

これより一般質問を行います。

次に、4番：齋藤幸廣 議員

4番(齋藤幸廣)

それでは、一般質問に入りたいと思いますが、今回の震災によって沢山の方が亡くなられ、また避難を余儀なくされております。亡くなられた方にはご冥福をお祈りいたしますとともに、また避難されている方々については出来るだけ早く、何らかの光明が見えるようになっていただきたいと祈るばかりでございます。

この震災によって原発の事故もありました。そして「脱原発」というようなことがいろいろなところで話となっておりますが、世の中が本当に変わっていく可能性を秘めた、今まで経済成長がなければやっていけないんだということが、本当にこれから出来るのかどうか、成熟した社会ではということが求められていくのかということが考えられ、また世の中は変わっていくのではないかという兆しがあるような気もいたします。これから歴史が進んでいく上でどう進んでいくのか、東北から離れていますが日本全体の問題として考えていかなければならないことだと思っております。

それでは、隠岐の島町教育委員会の「不登校の捉え方を問う」ということで通告いたしましたので、それに沿って質問いたしたいと思っております。

今回、「隠岐の島町議会だより4月号」によると、3月定例議会での総括質疑での同僚議員の質問、「不登校児童の現状について」の質問でしたが、それに答えて総務学校教育課長の答として「不登校は本人の問題で、家族、家庭、障害等の理由であり、各学校で把握して取り組んでいる。」という文章が載っておりました。

これについて、いろいろな方々から指摘を受けることになりましたけども、「不登校は本人だけの問題でしょうか。」ということ、「本人、家庭の側だけに不登校の原因があると捉えられてしまう惧れがあるのではないかと、本当に学校側には何ら問題はなかったのか。」という声が寄せられました。これは私個人で聞いた話です。沢山の町民の方から寄せられたという訳ではありませんけども不登校の子どもをもつ親の方々、またそれ以外の町民の方からも、そ

という指摘を受けたことは事実であります。この文章を読んだときに、不登校のお子さんをもつ親の方々は、まだ10年以上前の状況といいますか、本人、あるいは家族だけという訳ではないのですが、家族が責められているというふうに考えてしまい、非常に辛い思いをされたというふうに聞いております。

このことについて、教育長は今どういうふうに考えているのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

この議会でのやり取りを聞いているとき、私自身もこれを聞き逃してしまったということもあるのですが、その後、この総括質疑の中で私のメモによると、間違っていたら勘弁いただきたいと思いますが、メモによると教育長も答弁に立たれて教育委員会の課題として3点程挙げられたと思います。

それは、教員の資質の向上ということであり、また、ソーシャルワーカー等、あるいはスクールカウンセラー等、そういう制度を利用して連携した中で、不登校の問題を取り組んでいきたいということも挙げられています。そして3番目として、学校現場の情報をできる限り公開していくということも言われました。

これらの不登校に対する考え方、教育長の考え方というのは教育委員会、学校側の責任を述べられたものと思いますが、この「不登校は本人の問題」という考え方とはちょっと違うというふうに私は印象を受けました。

教育委員会として、不登校をどう捉えていくのか、これからどういうふうに係わっていくのか、統一された見解といいますかそういうものをお聞かせいただきたいと思います。

番外（ 教育長 山本和博 ）

ただいまの齋藤議員の「教育委員会の不登校の捉え方について」というご質問にお答えいたします。

まず、始めに、3月定例議会において「いじめ」と「不登校」との関係で、総括質疑の課長答弁の中で、不登校の要因について我々の真意が伝わらなかったことについて、関係者の皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことは大変申し訳なく思っておりますので、ご迷惑をおかけいたしました。

ご質問の「不登校の捉え方について」であります。平成4年に、これは文部省のほうから出ております「学校不適応対策調査研究協力者会議」の報告書で、「不登校児童生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくても出来ない状況にある者で、年度内に30日以上欠席がある者をい

う。」という定義をされております。

本教育委員会では、不登校は、特定の児童生徒に特有の問題があって起こるのではなく、どの生徒にも誰にでも起こりうるものであるという捉え方をしております。

ですので、学校、教育支援センター、スクールカウンセラー、あるいは、スクールソーシャルワーカー、親と子の相談員等、関係諸機関との連絡を密にしながら支援を現在行っております。

決して教育委員会では、本人、児童個人の問題ではなしにこの背景は非常に複雑でして、議員が言われたように、当然学校にも問題がある場合があります。本人さんに問題がある場合もありますし、友達との関係もあります。もしかすると学習のこともあります。いろんな面で原因があると考えております。以上です。

4番（ 齋 藤 幸 廣 ）

今、教育長から関係者へのお詫びといえますか言葉が述べられ、また教育委員会としての不登校の捉え方、今しっかりと支援に取り組んでいるということを述べられました。それについては評価はしますが、少し気がかりな点がありますので再質問したいと思います。

言われたように、平成4年の報告書、あるいは教育委員会の考え方「不登校は特定の児童・生徒に特有の問題があって起こるものではなく、誰にでも起こりうるものである。」という捉え方、これも多分、平成4年の時に国の方針として出されたものなのか、その何年か後に出されたのか、私も記憶にないのですが、とにかく国の方針の中でも教育委員会のこの捉え方というものが出てきたというふうに私は記憶しております。

国の方針として、こういう捉え方が出てきたということについては、不登校の児童・生徒を抱える保護者にとっては何といえますか、これは当事者でないとわからないと思うのですが、暗闇のなかで一条の光をみた思い、自分達だけの問題じゃないんだ、うちの家庭だけの問題じゃないかもしれない、うちの子供だけの問題じゃないかも知れない。そういう人が割りといらんだという、家の周りにも何人か数えてみるとおられるということがあって、非常に勇気といえますか不登校の子供をどうしていったらいいのか、ということに立ち向かっていく上での、勇気を与えてくれた変化だったというふうに捉えられたそうでございます。

しかし、この変化ということが本当に学校現場、あるいは教育関係者に定着して行ったのかどうか、定着していくには、長い年月を要してきたというふうに感じられます。

世の中の考え方とか、思想とかいうものが本当に定着していくのには年月がかかる。というふうに思います。どうしようもないことと言えますけども、徐々に進んできたというふう

に評価してもいいと思うのですが、それが本当に定着しているのかという、本当にすべて定着していった、完成したというふうには、とてもじゃないけど言い難いというのが今の現実ではないかと思えます。

今回のこのような事態も、やはり捉え方というのが教育関係者、あるいは保護者、児童、社会全体の中でまだコンセンサスといえますか、全体としての同意といえますか、そういうものを得ていない状況のなかで起きたのではないかというふうに思っております。

これは、言ってみれば私もその一人でございますけども、この議会の場でそういう言葉が不十分な言い方だったというふうにも言えますけども、それを聞き流してしまったということもあります。私自身としても、それが文章となって、保護者の方々の目に触れたというのが、これは動かしようのない事実ですので、そういうことを考えた上で課長ひとりだけの責任というふうに捉えてはいけないと思っております。

教育長をはじめとする教育委員会、また我々の問題でもありますし、そういうふうに捉えていって、これからどうするかというふうにしないと、また同じようなことを繰り返していくということが考えられる。繰り返すわけでもないかも知れませんが、そういうふうに捉えていけないといけないのではないかと思います。教育長の考え方を今ひとつ如何でしょうか。

番外（ 教育長 山本和博 ）

齋藤議員さんの再質問にお答えいたします。

文科省が出した「不登校は、どんな子供にでも起こる可能性をもっている。」ということですが、本当に今、私も現場におりましたもので、齋藤議員の言われたように不登校をもつ方の本人の苦しみ、私はこれが一番大きいと思っております。保護者の方も大変苦しいですが、私は子供が一番苦しいと思っております。

そのことを私ら教育現場の者が、一般の方、あるいは社会の人にきちんと啓蒙出来てなかったということは、本当に言われるとおりと思えます。ですので、教育委員会の方では少しその辺のことを考えて行きたい。あるいは保護者の方、町民の方に理解を得るように努力をしてみたいと思えます。

3月に申しましたが、教員の資質の向上、ソーシャルワーカー等の制度を利用して連携した取り組み、そしてもう一つは学校の情報公開、私はこの3つを隠岐の島の学校がやっていけば少しずつ解決していくのではないかと思っております。

これは、不登校だけでなく、いじめの問題についても同じようなことがいえると考えてお

ります。

4番(齋藤幸廣)

お答えいただくことは、これで終わりかなとは思いますが、もう一回確認のために質問させていただきたいと思いますが、スクールカウンセラーの方の話を聞いて感じたことなんですが、不登校の原因というのは特定することが出来ないのではないかと、いろんな問題があって重層的に重なっている場合もあるし、原因を挙げることは意味がないのではないかと、いうふうにも言われてます。

原因を挙げていくことによって、より気持ちが萎えてしまうということもありますし、もっと大切なことは不登校をしている児童について積極的に捉えなおすことが必要でないかと。不登校になる前に行き渋りという状況があるんですが、そこらのことは教育長は十分に経験されてご存知のことと思いますけども、そういう子供に対して周りの大人がもう一回寄り添ってやる。多分、教育長はそういうことをされてきたと思うんですけど、そういうことが大切であろうというふうに聞いております。

本当にスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの方々の連携をとって、是非この不登校の子供達、あるいは親の方々の、積極的に世の中あるいは学校というところに参加できいくというようなことに、取り組んでいただきたいと思います。

番外(教育長 山本和博)

先ほども言いましたが、不登校で一番苦しんでいるのは子供です。ですので、子供に手を差し伸べてやるのが教員の資質だと思っております。教員だと思っております。

先ほど3つのことを言いましたが、その中で教員の力を付けてやること、私らが教員の資質を向上させることが一番不登校対策には大事なことはないかと思っております。

一人ひとりの不登校の子供の、その原因を探ったこともあります。ただ、今齋藤議員が言われたように学習のこともあるんですが、それだけではなしにいろんな要因が重なって不登校が起こっていると思います。原因を追究して、その原因を取り除いてやるよりも、教員があるいは学校がどういう具合に子供に支援をしてやるか、子供をどういう具合にわかってやるか、今一番大事な対策でないかと思っております。

ですので、先ほど申しましたように、直接その子供を担当する教員の資質、これが一番大きなものではないかと思っておりますので、私は今、島後の先生方を少しでもレベルを上げるようにするのが、私の仕事だと考えております。

議長(池田信博)

以上で、齋藤幸廣議員の一般質問を終わります。

最後に、1番：安部大助 議員

1番（安部大助）

それでは通告いたしました観光政策に関して一般質問を行いたいと思います。

本町の産業において観光は、重要的に取り組む行政課題の一つと認識しております。そう
いうことから今回は、観光政策をどう取り組むかについて町長のお考え方をお伺いしたいと
思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1点目の「観光客への顧客調査について」お伺いします。

隠岐の島町の観光客の入込数は、過去のピーク時に比べますと減少傾向にあります。隠岐
の観光においては様々な課題がありますが、リピート率が低いことも課題の一つであると思
います。そこで私はリピート率の低さについて注目し、取り上げさせていただきたいと思
います。

リピーターが少ないということは、「隠岐の町には一度行ったが次に行く機会がない。」あ
るいは、「もう行こうとは思わない、満足できなかった。」というお客様が多くおられるとい
うことではないかと考えます。私自身この町には豊富な観光資源があると思っております。

例えば、島の歴史や古くから受け継がれている文化もたくさんあります。従って正直私は
リピーターの方がもっと多くいてもよいのではないかと考えています。

そこで、何故リピーターの方が少ないのかを考えましたが、その原因の一つには、観光に
来られるお客様に対して期待通りの更には期待以上のサービスができていなかったことにあ
るのではないかと思います。観光客のニーズは多様で、それを満足させることは容易ではあ
りません。しかし、だからといって島に住んでいる人だけの感覚で観光施策を考え、サービ
スを実行したとしても、果たしてそれがお客様に対して満足のいくサービスであったとは限
らないと思います。サービスを受けるのが観光に来られるお客様である以上、お客様が何を
求め、何を期待して隠岐に来ているのか、それをしっかり捉え期待以上のサービスをしてい
く必要があると思います。

例えば、毎年2千万人以上もの来園者を維持しリピート率が毎年95パーセント以上となっ
ている、千葉県浦安市にあります「東京ディズニーリゾート」では、まずお客様の期待を理
解することがサービスの始まりと考え、市場顧客調査や、エリアごと、時間ごとの客数とい
った人口統計調査を行っています。また、それとは別にお客様がディズニーに対してもって
いる要求や欲求、先入観や感情などを自由回答で質問したり、意見を求めたり、感じること

を話してもらうなど心理的統計調査も行い、独自で情報をまとめ、それをサービスへとつなげていると言われています。アミューズメントの世界で通用すること全てが観光行政に使えるとは言えませんが、お客様を見失わず常に新しいサービスを提供する点では変わりないと思います。

よく「隠岐はどうでしたか。」と、感想を求められるアンケートを取られることがあります。確かにお客様の意見を聞き、不足な部分を修正するためには必要な調査であると思いますが。

しかし、期待以上のサービスを行うために、それと併せてお客様に対して要求や欲求、先入観などを含めた顧客調査を行うべきであると思います。

例えば、一つの方法として観光で来られるお客様が汽船場、あるいは空港に着きます。その時はこれから始まる観光でいろいろと期待されることが多いと思います。そこで隠岐ならではの「おもてなし」をしながら、隠岐に何を求め、何を期待して来られたのか、またお客様が持っている隠岐のイメージはどうかを調査することも必要だと思います。

そこで、町長にお伺いします。これから観光シーズンになります。観光に来られるお客様のニーズをどのように把握していくお考えなのか。また、各団体等においては、過去に観光客に対してアンケート調査等を行ったこともありますが、今の時代のお客様の満足をはかるため「顧客調査」を実施することについて、町長の考えをお聞かせ下さい。

次に2点目の「観光関連団体や個人の方々との接客サービスの連携について」質問をいたします。

町長は、本町の総合振興計画や所信表明等におきまして「おもてなし」について取り上げられ、接客サービスは隠岐の島町の観光政策で解決すべき課題の一つになっていると思います。

私も、先ほどの顧客調査と同様に期待以上のサービスを行うためには、「おもてなしの心」を持った接客サービスが必要であると思います。加えて接客サービスは行政とも連携した他の団体や、個々の方々や、同じ「おもてなしの心」を共有し、町をあげた総合力でサービス提供を行うことが必要であると考えます。

例えば、一人のお客様が七類から船に乗って来るとすれば、まず船内でのサービスを受けます。次に、船が汽船場に着けば出迎えなどのサービスを受けます。観光するためにタクシーやバスに乗るのであれば車内でのサービスを受けます。夜は、宿の施設に行けば宿泊と食事等のサービスを受けます。このようにこの島ではいろいろな場所や人からサービスを受け

ることになります。このサービスのなかで一部だけが良くて、一部の対応が悪かった場合はお客様は満足しません。

従いまして、受け皿となる各施設等が連鎖的と申しますか、連携した最高のサービスを行うことができた場合、そのお客様達はリピーターになると思います。更には、口コミによる入り込み客数の増加につながる期待が大きいと思います。

そこで、町長にお伺いします。「おもてなしの心」をもった接客サービスを各団体、個人の方々に共有し、連携して行うことについて、私は大変大事であると認識します。

まず、町長が求める隠岐の島町の観光における「おもてなし」についてのお考えをお聞かせいただき、今後どのように取り組んでいくのかをお答え願います。

最後に3点目ですが、「観光施策を推進するための職場づくり」についてお伺いします。

町長は、「総合振興計画」の中で、「職員の職場づくりについて、より質の高い行政サービスを提供するためには、職員の資質向上と意識改革、さらには活力ある職場づくりが不可欠であり、意欲を引き出す活力ある職場づくりに努める」とおっしゃっております。

仕事に対するモチベーションをあげるための環境づくりは、私も大切であると思っております。

従って、観光を重要な施策とする本町では、観光を活性化させるために、主管課を中心とした役場全体で観光政策に参加ができるような職場づくりが私は必要であると思います。

例えば、各課や廊下などに「観光政策ボックス的な物」を設置してどのようなサービスが必要なのかなどを提案するシステムも一つではないでしょうか。

そこで町長にお伺いします。

1つ目に、観光を活性化させるために職場づくりとして、町長は職員に対してどのようなことに力を入れられ、現在どう行われているのか。

次に、先ほど申しました「観光政策ボックス的な物」を設置して、職員全員が観光政策に参加できるようなシステム作りが必要と私は思いますが、それについて町長の考えをお聞かせ下さい。

最後に、今後活力ある職場づくりをするために、どのように取り組んでいくお考えなのかをお聞かせください。

番外（町長 松田和久）

只今の、安部議員の「観光政策について」のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、観光客への顧客調査についてでございますが、リピーターを増やしていくというこ

とはこの隠岐の観光にとりましては、大変大きな課題の一つでございます。

そのためには議員仰せのように「アンケート調査」を実施して、そして来島するお客様のニーズを把握することは有効な手段であるかと思えます。各旅行会社におきましては、その都度アンケート調査を実施していると同っておりますが、対応の悪かった点等についてはその都度ご指摘をいただきますが、その他の詳しい結果につきましては、実は個人情報等の取り扱い規定などを理由になかなか教えていただけないのが現実でございます。

また、町独自の調査は今まであまり行っておりませんので、今後どのような方法が良いのか検討をさせていただきたいと思えます。ご理解をお願いいたします。

次に、観光関連団体でありますとか、個人の方々との接客サービスの連携についてでございますが、午前中にも平田議員への答弁でもお答えをさせていただきましたが、「おもてなしの気持ち」を持って接客サービスを行うことは、観光振興にとって最も大切なことだと認識をいたしております。研修会を開催いたしまして「おもてなしの気持ち」の醸成に図ってまいりたい、常々申しておりますし、今後も考えてまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

続きまして、観光政策を推進するための職場づくりについてのご質問がございましたが、観光政策に拘らず、多様化いたします行政サービスの提供や、あるいはまちづくりには政策立案能力や専門性の高い職員の育成と確保を行い、行政能力の向上を図る必要があるとこのように考えております。

現在は、島根県自治研修所をはじめ、各種の研修施設が実施をいたします研修に参加をさせ、職場でのリーダーシップが十分に発揮できる職員の育成に、今努めてさせていただいているところでございますが、今後も積極的に取り組んでまいりたいとこのように考えております。

ご提案の、この「ボックス設置」についてでございますが、現在、職員提案制度を設けて実施をさせていただいておりますので、現行制度を利用し職員の意見等を反映させて行きたいとこのように考えていることから、この時点でご指摘の新たなボックス設置は考えておりませんが、今後、職員の意見がもっともっと十分届けられるような、そういった体制は整備をしてまいる必要があると、このように考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

1番（安部大助）

答弁をいただきましたが、再質問を行いたいと思えます。

まず1点目に、先ほどの町長の答弁にありましたように「顧客調査」は有効な手段であるということ認識されておられるんですけども、何故今まで「顧客調査」が実行されなかったのか。

また、先ほどの答弁を聞きまして「顧客調査」を行うために、どのような方法があるか検討すると私は捉えたのですが、これから観光シーズンになります。その時期にあわせて検討されるのかどうか。

次に2点目の質問での再質問ですが、観光関連団体や個々の方々の接客サービスの連携について、研修ということができましたが、その研修の他に何か町長で考えておられるのか。私個人では、研修だけでは共有は難しいと思っております。私は観光が行政の重要課題である以上、行政が政策を考えて事業をするために施策をつくり、それを各団体、個人の方々に協力、理解を求めることが必要だと私は思うのですが、それについて町長のお考えをお聞かせください。以上です。

番外（町長 松田和久）

安部議員の再質問にお答えをいたします。

まず、第1点目が「顧客調査を必要であると言いながら、何故実施していないのか、今後どうするのか。」ということですが、たまたま私が今隠岐観光協会の会長も仰せつかっておりますし、隠岐の島町観光協会の会長も受けております。

隠岐観光協会では、県と一緒にしまして、東京・大阪で観光説明会を実施いたしてございまして、観光協会として、会長として、またうちの役職員も東京、大阪、あるいは関係先へ行っていろいろと観光の説明会を、エーজントの関係者の方々にお集まりいただきいたします。そしてその後、エージントからもいろいろな要望をいただいております。先ほど言いましたようにエージントの方でもいろいろ調査をいたしてございまして、少しでもお客さんを集めていくためには、こういった形をとれば一番お客さんが集まりやすいのか、そのためにはどういう形をとればいいのか、という事を絶えず考えておられます。そういった方々とお話を聞きながら、それを持ち帰りまして観光協会のほうは島観として、あるいは各町村の観光協会としてそのニーズにお応えするためにいろいろな事を実施しております。

そういう中で、単に行って説明するだけではなくて各エージントの窓口で頑張っておられます大学卒業とか高校卒業の若い窓口の方々が、隠岐を知らずに隠岐を宣伝するのは難しいと思います。そういった方々をこちらに招聘をさせていただいて、そういった方々に隠岐を理解してもらい、そしてまたいろんな話し合いのなかで、どうしたらいいかということ

についてのご提言をいただき、そういうことも今始めております。

ですから、各団体のもてなし研修だけでなく、そういった相互の連携も深めながら今取り組んでおりまして、町の観光政策としてはそういうところまでやっておりませんが、受ける観光協会としてはこれまでもそうやっておりますし、今後もさらに充実を図ってまいらなければならないと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

議長（池田信博）

以上で、安部大助議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日6月23日は定刻より、質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 1 4 時 1 3 分 ）

以 下 余 白